



令和4年度狩猟免許試験 受験案内

はじめにお読みください【重要】

- 令和4年度試験は、昨年度に引き続き、予備申請を実施し、定員超過場合は抽選により人数を調整しますので御注意ください。
- 「予備申請」とは、正式な申請書の受付を開始する前の日程調整のため申請です。
- 予備申請で当選した方以外の正式な申請書を受け付けることはできませんので受験を希望する方は必ず予備申請をしてください（ただし、予備申請で定員に満たなかったときに限り、予備申請した方以外からも申請書を受け付ける場合があります）。※詳しくは「5 予備申請」を御覧ください。
- また、新型コロナウイルス感染防止のため、受験に当たっては次の点に御協力ください。
 - ・受験当日の朝には各自で検温し、発熱やせきなど体調不良の場合は受験を控えるようお願いいたします。ただし、この場合納付済みの申請手数料は返還できません。
 - ・試験会場ではマスクを適切に着用してください。また、会場にある消毒薬で手指を消毒するなど、感染防止対策の徹底に御協力をください。
- 今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、試験の実施をやむを得ず中止又は変更する可能性があります。その場合は、埼玉県公式ホームページの「狩猟免許試験」のページに掲載するとともに、該当する受験者へは直接お知らせします。

1 免許の区分

狩猟免許は、猟法の種類により以下の4種類に区分されています。

免許の種類	猟法の種類
網猟	網を使用する猟法（むそう網、はり網、つき網及びなげ網）
わな猟	わなを使用する猟法（くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな）
第1種銃猟	装薬銃を使用する猟法、空気銃を使用する猟法
第2種銃猟	空気銃を使用する猟法

※ 1回の試験につき、申請できる免許は1種類です。

※ 免許の種類ごとに、試験内容は異なります。

2 受験資格

埼玉県に住所を有している方が受験できます。

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- 試験日当日において、網猟及びわな猟にあつては18歳に満たない方。第1種銃猟及び第2種銃猟にあつては20歳に満たない方。
- 次に掲げるいずれかの病気にかかっている方
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ 上記のア、イ、ウに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒の方
- 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い方
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない方
- 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない方
- 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとしたため狩猟免許試験の受験を禁止されている方

3 試験の会場

埼玉県県民活動総合センター

(埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目 26 番地)

- ※ 埼玉新都市交通ニューシャトル「内宿駅」から無料送迎バスが出ています。
- ※ 会場へは公共交通機関でお越しください。やむを得ず自家用車等を利用する場合は、必ず会場の駐車場（有料）を御利用ください。（無関係の施設等への駐車や路上駐車はおやめください）
- ※ 試験について、会場へのお問合せは御遠慮ください。

4 試験と受付の日程

試験は下記のとおり、全部で5回開催します。

事前に、受験する回を選んで申請（申込）をする必要があります。

申請は、前期（第1回から第4回）と後期（第5回）に分けて、受け付けます。

(1) 前期

回	申請できる 免許の区分	試験日	「予備申請」受付期間
第1回	網猟 わな猟 第1種銃猟 第2種銃猟	令和4年7月13日（水）	令和4年 5月18日（水）から 5月25日（水）まで ※これ以外の期間は受付できません
第2回		7月20日（水）	
第3回		8月7日（日）	
第4回		9月3日（土）	

(2) 後期

回	申請できる 免許の区分	試験日	「予備申請」受付期間
第5回	網猟 わな猟 第1種銃猟 第2種銃猟	令和5年1月28日（土）	令和4年 11月4日（金）から 11月11日（金）まで ※これ以外の期間は受付できません

- ※ 各回の受験者見込み数は120名程度です。
- ※ 受験できるのは、前期・後期それぞれ1回のみ（合計2回）です。
- ※ 各回の試験で申請できる免許は、いずれか1種類のみです。
- ※ 予備申請については「5 予備申請について」をお読みください。

5 予備申請【重要】

(1) 予備申請の趣旨

狩猟免許試験は多くの受験希望者が見込まれます。添付書類等が必要となる正式な申請の受付に先立ち、あらかじめ添付書類が不要な「予備申請」の受付を行い、抽選で受付対象者を決定します。(先着順ではありません。)

予備申請により、抽選で当選した方のみ、正式な狩猟免許申請(受験の申込)が可能です。落選した場合は、受験の申込を受け付けることはできませんので御了承ください。

添付書類などは、予備申請で当選が決定してから御準備いただくことが可能です。

(2) 予備申請の受付期間

ア 前期(第1回～第4回試験)の予備申請

令和4年 5月18日(水)から 5月25日(水)まで

イ 後期(第5回試験)の予備申請

令和4年 11月 4日(金)から11月11日(金)まで

※ 上記の受付期間中、予備申請を途中で打ち切ることはありません。定員を超過した場合、予備申請した方全員を対象として抽選で受付対象者を決定します。

※ 往復はがきによる予備申請を選択した場合は、上記の期間中の日付の消印のみ有効です。(受付期間の開始前や終了後に消印されたものは無効とし、落選扱いとします)

(3) 予備申請の方法

予備申請は、次の「ア 電子申請」か「イ 往復はがき」のいずれかの方法で申し込んでください。できるだけ電子申請で申し込むようお願いします。

※ 前期・後期それぞれに対して、申請は1人1件のみ有効です。

※ 1件の申請で、第2希望まで申込むことができます(後期は第1希望のみ)。

ア 電子申請

パソコン又はスマートフォンで「埼玉県電子申請・届出サービス」の入力フォームにアクセスし、必要事項を入力して申請を行ってください。

入力フォームの入り口へは、埼玉県の「狩猟免許試験」のページにリンクを掲載します。(アクセス方法は、この案内の15ページを御覧ください。)

※ 電子申請には、連絡の取れるメールアドレスが必要です。

※ 電子申請の場合、受付初日は午前9時から受付を開始します。最終日は24時で受付を終了します。

※ 先着順ではありませんので、アクセス集中を防ぐため、受付開始直後の申請

は、お控えください。

イ 往復はがき

下記の必要事項を明記し、郵便局窓口又は郵便ポストから発送してください。

表	裏
63 円 「往信」 「返信」の裏面 ※この面には何も書かないでください。	63 円 「返信」 「往信」の裏面
↑ 【「往信」あて先】 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県みどり自然課 「狩猟免許試験の予備申請」	↑ 【「返信」あて先】 ※御自身の ・郵便番号 ・住所 ・氏名
↑ 【「往信」裏面の記載事項】 1. 住所 2. 氏名 3. 氏名のふりがな 4. 生年月日 5. 電話番号（平日の日中に連絡が取れる番号） 6. 受けようとする狩猟免許の種類 （網、わな、第1種銃、第2種銃のうちから、ひとつを選択） 7. 受験希望回（例……第1希望：第○回、第2希望：第○回） （「試験と受付の日程」に掲げる日程のうち受験を希望する回） （前期は、第2希望まで記入可能）（後期は、第1希望のみ）	

※ 往復はがきの注意事項は次のとおり

- ※ 「返信」の裏面には何も記載しないでください。（抽選結果のお知らせに使用します。）
- ※ 往復はがきで申し込む場合、4 ページ「(2) 予備申請の受付期間」の期間中消印された郵便のみ有効です。この期間以外の日付で郵便局の消印が押されたものは、無効とします。（ポストへ投函する場合、消印まで時間差がありますので、特に注意してください。）
- ※ 期間内に消印されても、料金不足、あて先誤りその他の理由で埼玉県みどり自然課に到達しなかったものは無効です。

(4) 予備申請の抽選

抽選は、埼玉県みどり自然課において、原則として次の要領で実施します。
個人情報を取扱うため、申請者が抽選に立ち会うことはできません。

1. それぞれの回を第1希望とする方について、電子申請で申請した方と往復はがきで申請した方全員を、パソコンの表計算ソフト（Microsoft Excel）で一覧表とする。
2. Excelの「RAND」関数により乱数を発生させ、全員に無作為な数値を割り振る。
3. 割り振られた乱数の小さい順に、定員に達するまでの人数を当選者とする。なお、定員に満たなかった場合は、全員を当選者として確定し、残った定員は、その回を第2希望とする方の枠とする。
4. 各回（前期の場合は第1回から第4回、後期の場合は第5回）について、それぞれ1から3の手順を実施する。
5. 定員に満たない回があった場合、その回を第2希望とし、第1希望で落選した方について、1から3と同様の手順を実施する。

(5) 抽選の結果通知

抽選の結果（当選の場合は受験できる回、落選の場合はその旨）は、電子申請した方へは電子メールで、往復はがきで申請した方へは返信はがきでお知らせします。

前期の抽選結果は、5月31日に送信（発送）予定です。

後期の抽選結果は、11月17日に送信（発送）予定です。

※ 当選しても、狩猟免許申請書（次ページ）を提出しないと受験できません。

※ 上記の送信（発送）予定日より1週間程度の期間が経過しても通知が届かない場合、埼玉県みどり自然課に御連絡ください。

6 狩猟免許申請書(受験申込用紙)の入手方法

※ 「狩猟免許申請書」は、「予備申請」の当選者のみ提出が可能です。

※ 必ず先に「5 予備申請」をお済ませください。

正式な申請に使用する狩猟免許申請書の用紙は、次の(1)から(3)、いずれかの方法で入手できます。

できるだけ、(1)のダウンロードで入手していただくようお願いいたします。

(1) ダウンロードする

埼玉県ホームページの「狩猟免許試験」のページからダウンロードしてください。

※ ページへのアクセス方法は、この案内の15ページを御覧ください。

※ 5月27日からダウンロード可能です。

※ 御自宅のプリンタやコンビニ各社のネットプリントサービス等により、A4用紙に片面印刷（両面印刷不可）して御使用ください。メール等の電子データでの提出はできません。

(2) 環境管理事務所で直接受け取る

埼玉県環境管理事務所（この案内16ページの別表を参照）の窓口で5月27日から配布開始予定です。

(3) 環境管理事務所から郵便で受け取る

お住まいの市町村を管轄する埼玉県環境管理事務所（この案内16ページの別表を参照）に、次のア・イの2つをお送りください。受験案内（診断書参考様式含む）と狩猟免許申請書をセットでお送りします。

なお、配布開始より早くお送りいただいても、狩猟免許申請書等は配布できません。

ア 申請書送付用封筒

（角形2号（A4版対応）、送付先住所・氏名を記入、140円切手を貼付）

※ 切手代は規格内（長辺34cm以内、短辺25cm以内）の封筒を使用した場合です。

イ 次のことを記載したメモ

- ・「狩猟免許試験」 ※ 免許の「更新」と区別するため
- ・平日の日中に連絡の取れる電話番号
- ・氏名

7 狩猟免許申請書の提出

※ 「狩猟免許申請書」は、「予備申請」の当選者のみ提出が可能です。

※ 必ず先に「5 予備申請」をお済ませください。

※ 狩猟免許申請書を提出期間内に提出しない場合、受験できません。

(1) 提出先

お住まいの市町村を管轄する環境管理事務所（この案内 16 ページの別表を参照）。

※ 予備申請の往復はがきとは提出先が異なりますので、御注意ください。

(2) 受付期間

ア 前期（第1回～第4回試験）の狩猟免許申請書
令和4年 6月 1日（水）から 6月30日（木）まで

イ 後期（第5回試験）の狩猟免許申請書
令和4年11月21日（月）から12月21日（水）まで

(3) 提出方法

次のア～ウいずれかの方法。ただし、いずれの場合も受付期間中に必着。

※ 郵便の場合も、消印有効ではありませんので御注意ください。

- ア 提出先へ直接持参する
- イ 郵便局の窓口から「特定記録」で提出先へ郵送する
- ウ 郵便の「レターパック」で提出先へ郵送する

(4) 提出物

次の①～⑥（うち①～④は全員必須。⑤は郵送で提出する場合必須。）

① 狩猟免許申請書（受験票用紙含む）【必須】

※ 用紙の入手方法は、前ページを御確認ください。

② 顔写真1枚【必須】

- ・申請前6か月以内に撮影
- ・無帽、正面、上三分身（頭から胸まで）、無背景
- ・大きさ 縦3.0cm、横2.4cm
- ・裏面に氏名及び撮影年月日を記載

※ 顔写真は狩猟免許申請書の受験票部分に貼り付けて提出してください。

③ 手数料として「埼玉県収入証紙」 5,200 円分【必須】

(ただし、申請時点で既に他の種類の狩猟免許を所持している方は 3,900 円分。)

- ※ 収入印紙ではありませんので、お間違えのないよう御注意ください。
- ※ 埼玉県収入証紙は狩猟免許申請書に貼り付けて提出してください。
- ※ 埼玉県収入証紙を購入できる場所は埼玉県ホームページの「収入証紙の販売場所一覧」のページから確認できます。なお、申請書類の提出先である環境管理事務所については、同じ庁舎内に埼玉県収入証紙の販売窓口があります。

④ 次の ア・イ のうち、いずれか 1 つ【必須】

ア 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による所持許可証の写し

- ※ 顔写真のあるページを見開きでコピーしてください。

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号から第 4 号に該当しない者であることを証する医師の診断書

- ※ 診断書の様式は、この案内の末尾に付属しています。
- ※ 様式を病院又は診療所にお持ちいただき、診断を受けてください。
- ※ 診断書は申請日前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 令和 4 年度第 1 回から第 4 回の埼玉県の狩猟免許試験の申請時に有効な診断書を提出し受理されている場合、第 5 回の試験に申請する際は、診断書を省略可能とします。
- ※ 受験ができなかった場合でも、診断書の取得で生じた経費等は補償できません。

⑤ 受験票等返送用封筒（※申請書類を郵送で提出する方のみ必須）

角形 2 号、送付先住所・氏名を記入、120 円切手を貼付

- ※ 切手代は規格内(長辺 34cm 以内、短辺 25cm 以内)封筒を使用した場合です。
- ※ 申請を受理した後、受験票をこの封筒で送付します。

⑥ 狩猟免許状郵送用封筒（※郵送による免許状交付を希望される方のみ）

角形 2 号、送付先住所・氏名を記入、440 円分（簡易書留相当）の切手を貼付

- ※ 切手代は規格内(長辺 34cm 以内、短辺 25cm 以内)封筒を使用した場合です。
- ※ 提出しなかった場合、合格後の狩猟免許状は、お住まいの市町村を管轄する環境管理事務所（別表参照）の窓口で交付します。

8 試験当日の日程

- (1) 受 付 9：15～10：00
- (2) 知識試験・適性試験 10：10～12：10
- (3) 技能試験 12：50～16：00（知識試験及び適性試験の合格者のみ）

- ※ 試験時間は、諸注意等の説明時間を含みます。
- ※ 技能試験の終了時間は前後することがあります。

9 試験当日の持ち物

- (1) 受験票
- (2) 鉛筆 又は シャープペンシル
- (3) 消しゴム
- (4) 眼鏡、補聴器等（適性試験の合格基準に達するため必要な場合）

- ※ 昼食は各自御用意ください
- ※ 運動能力試験と技能試験がありますので、動きやすい服装と靴（サンダル不可）でお越しください。
- ※ 試験会場は新型コロナウイルス対策の観点から、適宜換気を行いますので、室温の高低に備え、体温調節のしやすい服装でお越しください。

10 試験の内容・合格基準

試験当日は、次に掲げる「知識試験」「適性試験」「技能試験」を実施します。

ただし、「知識試験」又は「適性試験」で不合格となった方は、「技能試験」は受験できません。

(1) 知識試験

三肢択一式の筆記試験を実施。

- 出題数は 30 問（ただし、有効期間内の狩猟免許を所持していて他の種類の狩猟免許試験を受験する場合には、下記ア・ウ・エが免除され、イのみ 10 問）
 - ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令について おおむね 13 問
 - イ 猟具に関する知識について おおむね 6 問
 - ウ 鳥獣に関する知識について おおむね 9 問
 - エ 鳥獣の保護及び管理に関する知識について おおむね 2 問
- ※ 知識試験の問題は、受けようとする狩猟免許の種類により異なります。
- 試験時間は 90 分（試験開始から一定時間経過後、解答終了者は退室できる）
- 合格基準は 70%以上の成績

(2) 適性試験

視力試験、聴力試験、運動能力試験を実施。

- 視力試験の合格基準

万国式試視力表により検査した視力で、それぞれの免許の区分に応じ、以下の基準を満たしていること（矯正視力を含む。）。

＜網猟、わな猟＞

両眼で 0.5 以上であること。（ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.5 以上であること。）

＜第 1 種銃猟、第 2 種銃猟＞

両眼で 0.7 以上であり、かつ、一眼でそれぞれ 0.3 以上であること。（ただし一眼の視力が 0.3 に満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上であること。）

- 聴力試験の合格基準

10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえる程度の聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。

- 運動能力試験の合格基準

狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。

ただし、これらの障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講じることにより、狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

(3) 技能試験

- 共通事項

狩猟免許の種類に応じ、それぞれの課題について判定員の指示により実施。

採点は、当初の持ち点を 100 点とする減点式採点方法により行う。

合格基準は 70%以上の成績。（試験終了後の持ち点 70 点以上）

- 網猟

- 1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。

- 2 むそう網を架設すること。

- 3 鳥獣の図画を見て狩猟鳥獣か否かの判別を瞬時に行い、狩猟鳥獣の場合はその鳥獣名を答えること。

- わな猟
 - 1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。
 - 2 くくりわな、はこわなのうち、1つを選択し架設すること。
 - 3 獣類の図画を見て狩猟鳥獣か否かの判別を瞬時に言い、狩猟鳥獣の場合はその鳥獣名を答えること。

- 第1種銃猟
 - 1 模造銃について点検、分解及び結合の操作を行うこと。
 - 2 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとった後、模造弾の脱包を行うこと。
 - 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。
 - 4 休憩の際必要な銃器の操作を、模造銃を用いて行うこと。
 - 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後、射撃姿勢をとること。
 - 6 鳥獣の図画を見て狩猟鳥獣か否かの判断を瞬時に言い、狩猟鳥獣の場合はその鳥獣名を答えること。
 - 7 4種類の距離の目測を行うこと。

- 第2種銃猟
 - 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後、射撃姿勢をとること。
 - 2 鳥獣の図画を見て狩猟鳥獣か否かの判断を瞬時に言い、狩猟鳥獣の場合はその鳥獣名を答えること。
 - 3 3種類の距離の目測を行うこと。

11 合格発表

試験の合格発表は、下記の期間、埼玉県ホームページ等で合格者の受付番号（試験当日に採番する番号）を次のとおり発表します。

なお、試験の可否について、電話やメール等でお答えすることはできません。

(1) ホームページ

埼玉県ホームページの「狩猟免許試験」のページに次の期間掲載します。

試験回	合格発表掲載期間
第1回	令和4年 7月21日（木） から 8月22日（月）まで
第2回	7月28日（木） から 8月29日（月）まで
第3回	8月15日（月） から 9月14日（水）まで
第4回	9月12日（月） から10月12日（水）まで
第5回	令和5年 2月 6日（月） から 3月 8日（水）まで

※ 初日はおおむね9：00から、最終日はおおむね17：00まで掲載します。

(2) 庁舎での掲示

ア 掲示場所

- ・ 埼玉県庁（さいたま市浦和区高砂三丁目 15-1）本庁舎 1 階南側エレベータ前
- ・ 埼玉県の各環境管理事務所（所在地はこの案内 16 ページの別表を参照）

イ 閲覧可能時間

平日の 8 : 30 ~ 17 : 15

（ただし、発表期間の初日は 9 : 00 から、最終日は 17 : 00 まで）

ウ 掲示期間

試験回	合格発表掲載期間
第 1 回	令和 4 年 7 月 21 日（木） から 8 月 3 日（水）まで
第 2 回	7 月 28 日（木） から 8 月 10 日（水）まで
第 3 回	8 月 15 日（月） から 8 月 29 日（月）まで
第 4 回	9 月 12 日（月） から 9 月 26 日（月）まで
第 5 回	令和 5 年 2 月 6 日（月） から 2 月 20 日（月）まで

12 狩猟免状の交付

狩猟免状は、住所地を管轄する環境管理事務所（別紙 1 参照）で交付します。

なお、交付開始日は次のとおりです。

試験回	免状交付開始日
第 1 回	令和 4 年 7 月 21 日（木）
第 2 回	令和 4 年 7 月 28 日（木）
第 3 回	令和 4 年 8 月 15 日（月）
第 4 回	令和 4 年 9 月 12 日（月）
第 5 回	令和 5 年 2 月 6 日（月）

※ 窓口受付時間は平日の 9 : 00 ~ 12 : 00 及び 13 : 00 ~ 17 : 00 です。

※ 受験票をお持ちください。

※ 狩猟免許試験申込時に、狩猟免状郵送用封筒を提出している場合は県環境管理事務所から簡易書留で免状を郵送します。

13 成績の簡易開示

埼玉県個人情報保護条例に基づき、次のとおり成績の簡易開示を行います。

(1) 開示内容

- ・ 知識試験の総得点
- ・ 技能試験の総得点
- ・ 技能試験の科目別得点

※ 個別の問題の正否や、技能試験の減点の内訳については開示できません。

(2) 開示対象者

受験者本人に限る（代理による開示請求はできません）

(3) 必要なもの

- ・ 受験票
- ・ 写真付きの身分証明書など、本人確認のできる書類

(4) 開示期間

試験回	開示期間
第1回	令和4年 7月28日（木） から 8月29日（月）まで
第2回	7月28日（木） から 8月29日（月）まで
第3回	8月15日（月） から 9月14日（水）まで
第4回	9月12日（月） から10月12日（水）まで
第5回	令和5年 2月 6日（月） から 3月 8日（水）まで

※ 土日、祝日を除きます。開示期間のみ第1回と第2回が同じ日程です。

(5) 開示場所

埼玉県庁 衛生会館1階 県政情報センター

※ 衛生会館は、本庁舎と第二庁舎の間にある建物です。

※ 電話による成績開示はできません。

(6) 受付時間

9：00～12：00 及び 13：00～17：00

14 諸注意

- (1) 予備申請後は、受験希望回、免許種別の変更はできません。
- (2) 予備申請で受付対象者として当選した場合は、必ず正式な狩猟免許申請書を提出してください。
- (3) 予備申請で当選後、正式な狩猟免許申請書を提出する前にやむを得ない理由で受験できなくなった場合は、速やかに埼玉県みどり自然課に御連絡ください。

- (4) 原則として予備申請した方以外からは正式な狩猟免許申請を受け付けることはできません。ただし、予備申請により定員に満たなかった場合に限り、これ以外の方からも申請を受け付ける場合があります。その場合、埼玉県ホームページの「狩猟免許試験」のページで告知します。
- (5) このほか、受付状況に関することは適宜、埼玉県ホームページの「狩猟免許試験」のページに掲載します。
- (6) 正式な狩猟免許申請書により納付済みの申請手数料（埼玉県収入証紙）は、お返しできません。
- (7) 既に他の種類の狩猟免許を所持している方が申請をした場合には、手数料は3,900円となります。この場合には、「知識試験」は「猟具に関する知識」のみ10題となります。
- (8) 試験会場へは公共交通機関を御利用ください。やむを得ず自家用車等を利用する場合は、必ず試験会場の駐車場（有料）を御利用ください。（無関係の施設等への駐車や路上駐車はおやめください。）

15 試験についてのお問合せ先

埼玉県環境部みどり自然課

電話 048-830-3143（野生生物担当）

※ 試験問題に関する質問にはお答えできません。

※ 猟銃又は空気銃の所持許可手続きに関することは、お住まいの地域を管轄する警察署にお問い合わせください。

埼玉県公式ホームページ「狩猟免許試験」

・ 検索キーワード
「埼玉県 狩猟免許試験」

・ URL
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/tyouzyu/syuryomenkyo/shiken.html>



(別表)

埼玉県の環境管理事務所

事務所名	所在地	お住まいの市町村	電話番号
中央環境管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和 5-6-5 (埼玉県浦和合同庁舎)	さいたま市・川口市・鴻巣市・ 上尾市・蕨市・戸田市・桶川市・ 北本市・伊奈町	048(822)5199
西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 (ウェスタ川越 公共施設棟 4 階)	川越市・所沢市・飯能市・狭山市・ 入間市・朝霞市・志木市・和光市・ 新座市・富士見市・日高市・ ふじみ野市・三芳町	049(244)1250
東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 (埼玉県東松山地方庁舎)	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・ 毛呂山町・越生町・滑川町・ 嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ 鳩山町・ときがわ町・東秩父村	0493(23)4050
秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町 29-20 (埼玉県秩父地方庁舎)	秩父市・横瀬町・皆野町・ 長瀬町・小鹿野町	0494(23)1511
北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 (埼玉県熊谷地方庁舎)	熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・ 神川町・上里町・寄居町	048(523)2800
越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 (埼玉県越谷合同庁舎)	草加市・越谷市・八潮市・ 三郷市・吉川市・松伏町	048(966)2311
東部環境管理事務所	〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10	行田市・加須市・春日部市・ 羽生市・久喜市・蓮田市・ 幸手市・白岡市・宮代町・ 杉戸町	0480(34)4011

診 断 書

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

上記の者について、以下のとおり診断します。

- 1 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある次の病気にかかっている者ではない。
 - (1) 統合失調症
 - (2) そううつ病 (そう病及びうつ病を含む。)
 - (3) てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)
 - (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者ではない。
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者ではない。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

所 在 地 _____

医療機関の 名 称 _____

医 師 _____